

◇古紙の回収費用は無料です。

◇古紙回収業者が毎月2回（第1第3木曜日）に回収を行います。

◇第1第3木曜日が祝日の場合、収集しません。

◇市指定ごみ袋を使用する必要はありません。◇シュレッダー紙も回収します。

◇新聞、雑誌、ダンボールをはじめ、これら以外の「雑紙」も回収します。◇17時までに回収します。

「登録の手続き」から「古紙回収」までの流れ

①市に登録

必要事項を記載の上、市に登録を行ってください。※パッカー車が入り回収の可否を確認します。

②古紙回収業者から連絡

（株）宮崎太宰府リサイクルセンター（古紙回収事業者）から、登録事業所に連絡します。

③古紙回収場所などの確認

回収場所や回収できる紙類、回収日等について、事業所に確認を行います。

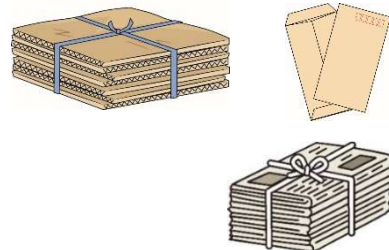
④定期的な古紙回収

（株）宮崎太宰府リサイクルセンターが定期的に古紙回収を行います。

回収できる紙類

回収できる紙類の例

- 新聞 ●雑誌 ●ダンボール ●OA用紙
- チラシ・カタログ・パンフレット ●紙箱・紙袋・包装紙
- はがき・封筒（窓部分のフィルムは取り除く）
- ノンカーボン紙 ●ファックス用紙 ●ふせん ●名刺
- インデックス ●シュレッダー紙



回収できない紙類の例

- においのついた紙（洗剤・線香の紙箱） ●かみやすり ●マッチ箱
- 壁紙 ●ふすま紙 ●汚れた紙 ●ティッシュペーパー ●レシート
- 紙コップ ●圧着はがき ●金具付ファイル ●酒パック ●豆乳パック
- カーボン紙 ●ラベルシール ●金銀が貼り付けている紙
- インクジェット写真プリント紙 ●写真



事業から排出される古紙は、事業所がこの事業に必ず登録し回収してもらう義務はありません。太宰府市のごみ収集許可業者や他の古紙回収業者も古紙の回収を行っています。

〈太宰府市ごみ収集許可業者〉

- ・（有）太宰府清掃 ☎924-7297
- ・（株）アメニティ太宰府 ☎924-4418

問合せ先

〒818-0198 太宰府市観世音寺 1-1-1
太宰府市市民生活部環境課ごみ減量推進係
☎921-2121（内線361）FAX：921-1601
E-mail：kankyou@city.dazaifu.lg.jp

登録の申込み方法

太宰府市環境課へ下記のいずれかの方法で申し込んでください。

- ① FAX：921-1601 ② E-mail：kankyou@city.dazaifu.lg.jp ③ 郵送

事業所名		担当者名	
郵便番号		住所	
E-mail			
TEL		FAX	